

第90回東京都港湾審議会資料

(案)

東京港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 28 年 1 月

東京港港湾管理者
東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成26年 9月 第88回東京都港湾審議会

平成26年11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経た東京港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 旅客船埠頭計画	2
2 専用埠頭計画	3
3 外郭施設計画	4
港湾の環境の整備及び保全	5
1 港湾環境整備施設計画	5
土地造成及び土地利用計画	6
1 土地利用計画	6

変更理由

- 1 東京消防庁の要請に対応するため、内港地区の旅客船埠頭計画、専用埠頭計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2 臨海副都心のまちづくりに係る計画の変更に対応するため、中部地区の土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

1—1 内港地区

東京消防庁の要請に対応するため、次の既定計画の削除及び既設の施設を撤去する。

既定計画	
(晴海ふ頭)	
小型栈橋	6 基 (うち 1 基 既設)
埠頭用地	1 h a (旅客施設用地)

2 専用埠頭計画

2—1 内港地区

東京消防庁の専用埠頭を次のとおり計画する。

(晴海ふ頭)

小型栈橋	4 基	[新規計画]
------	-----	--------

船揚場	6 m	[新規計画]
-----	-----	--------

3 外郭施設計画

東京消防庁の船艇係留場所の静穏度及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

3—1 防波堤

内港地区 防波堤(専用) 延長 4 9 m [新規計画]

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

東京消防庁の要請に対応するため、次のとおり緑地を計画変更する。

内港地区	緑地	9 h a	[既設の変更計画]
------	----	-------	-----------

〔既設	内港地区	緑地	9 h a	〕

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

東京消防庁の要請及び臨海副都心のまちづくりに係る計画の変更に対応するため、内港地区及び中部地区の土地利用計画を変更する。

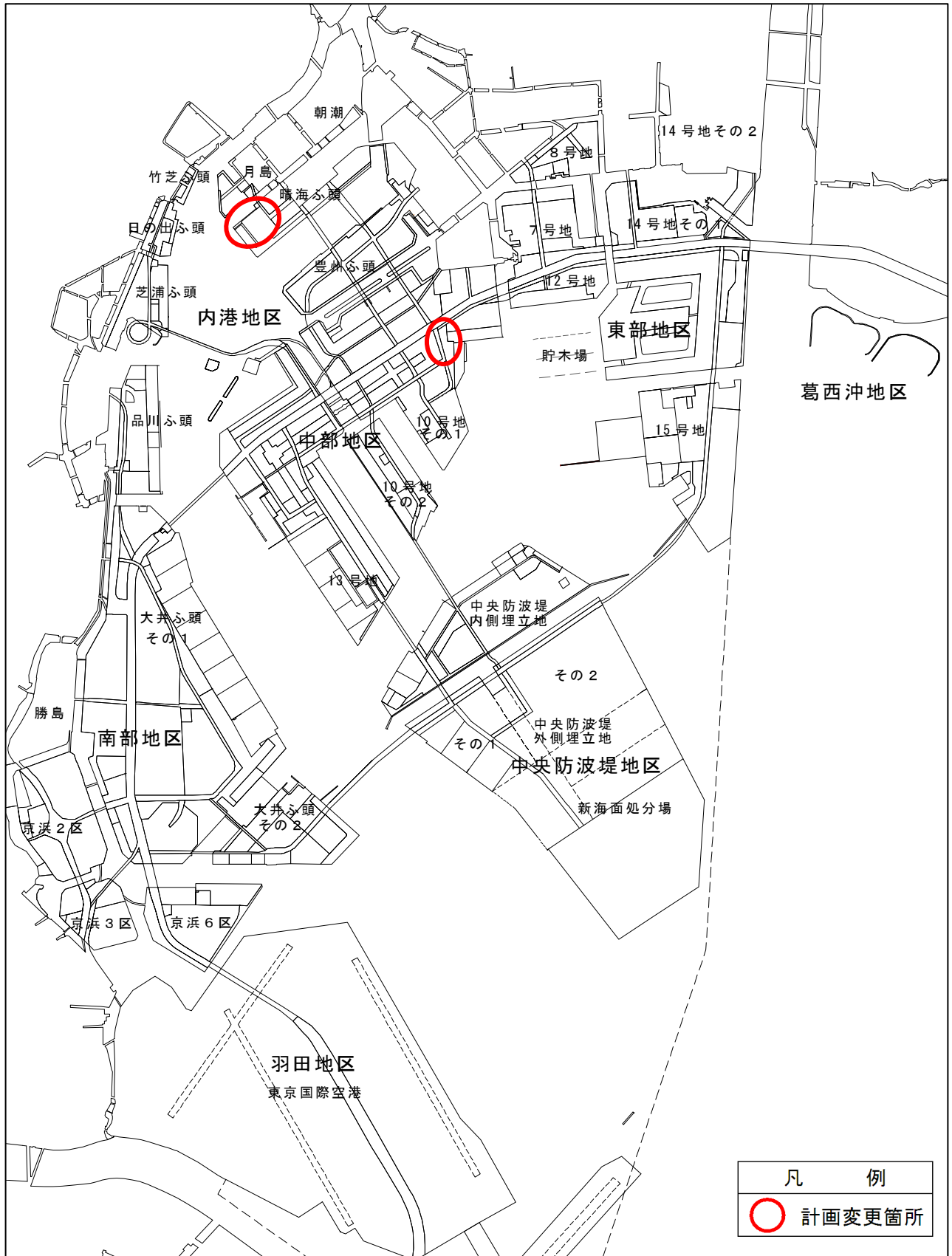
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	施設用地 廃棄物処理	合計
内港地区	(56) 56	(75) 75	(13) 13	(11) 11	152	(5) 29	(31) 35	(3) 3	(192) 373
中部地区	(147) 147	(93) 93	(48) 48	(29) 29	194	(44) 137	(49) 114		(410) 761
合計	(202) 202	(168) 168	(61) 61	(40) 40	346	(49) 165	(79) 149	(3) 3	(603) 1,134

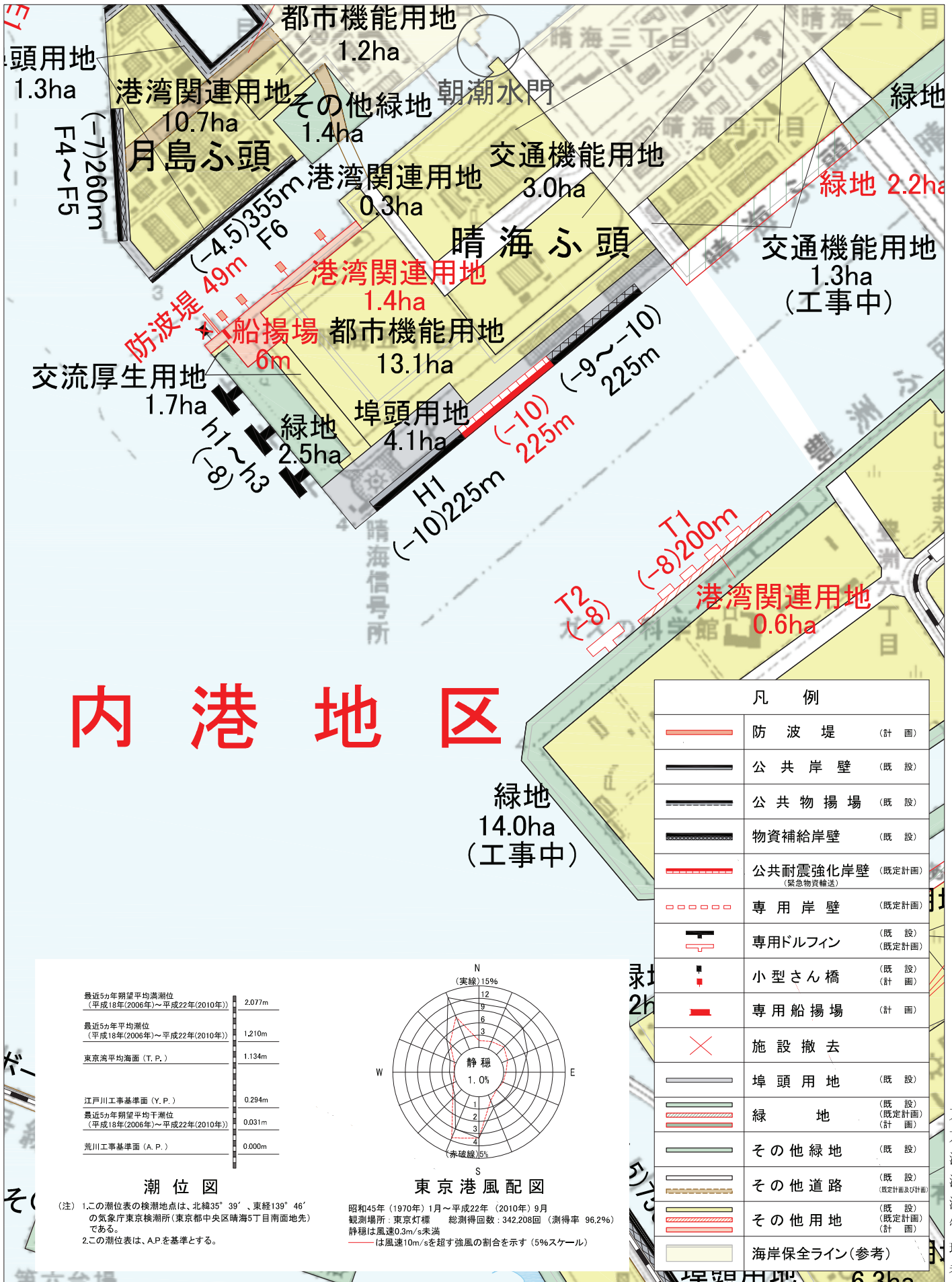
注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2：端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

東京港港湾計画位置図



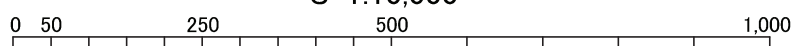
東京港港湾計画図



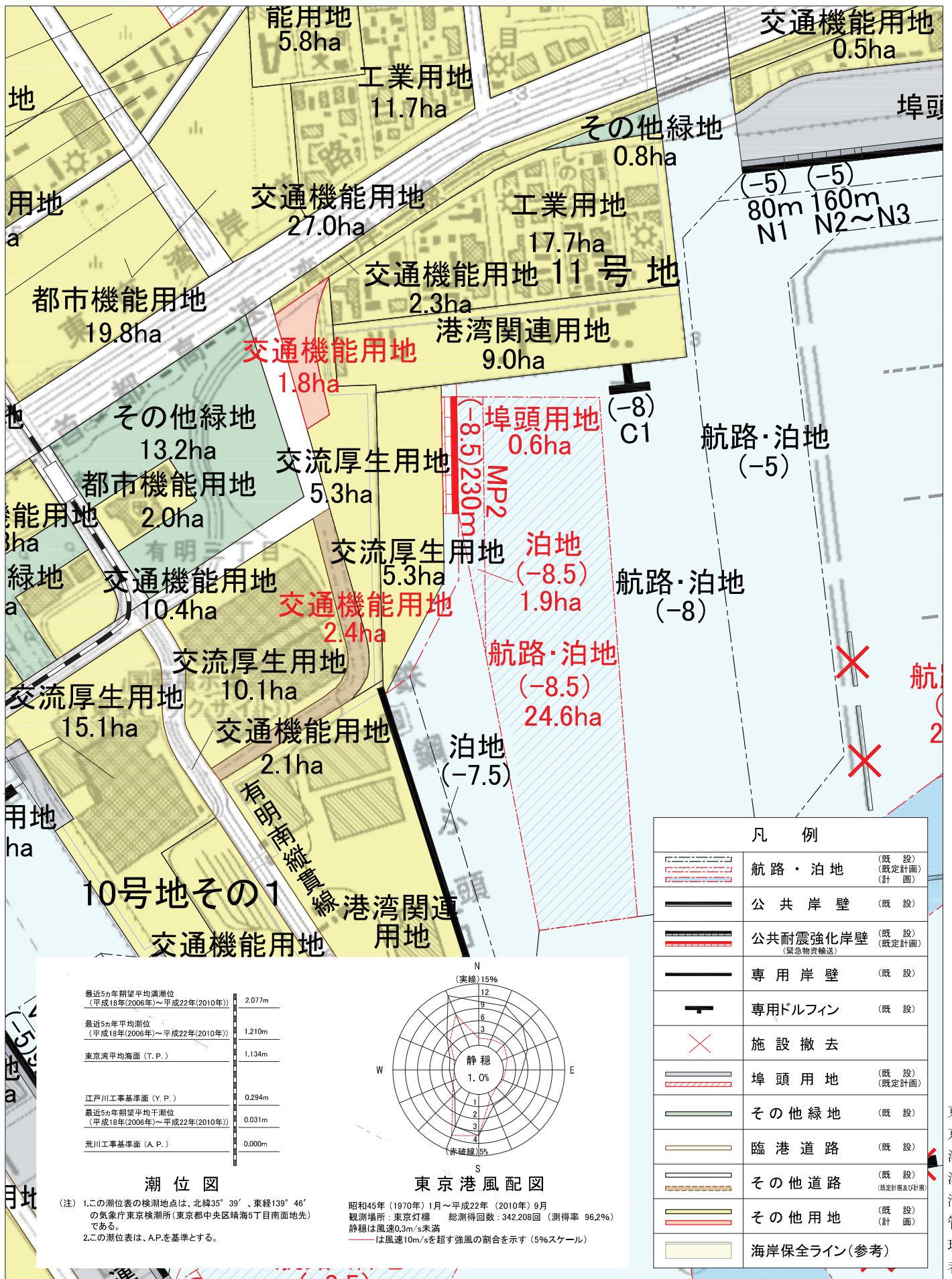
東京港湾管理者

この地図は、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平27関複、第17号)

S=1:10,000



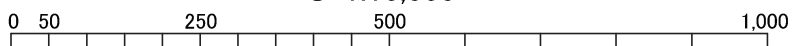
東京港港湾計画図



東京港港灣管理者

この地図は、国土地理院長の承認を得て、
同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平27関複、第17号)

S=1:10,000



平成 28 年 1 月

印刷物規格表 第 2 類

印刷番号 (27) 26

東京港湾計画書 — 軽易な変更 —

編集・発行 東京都港湾局港湾整備部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号
電 話 03(5321)1111(代) 内線 43-532
ファクス 03(5320)5612 FAX03(5388)1578
印 刷 所 株 式 会 社 進 英 プ リ ン ト
〒151-0053 住 所 東京都渋谷区代々木 1-38-19
電 話 0 3 (3 3 7 9) 5 5 2 5



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

